

杉並区では自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、以下の条件で中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づく認定を実施しています。認定により、信用保証協会の別枠保証等特例措置が適用されます。なお、セーフティネット保証4号認定における売上高等の比較は、原則として災害・事象等の発生に伴い影響を受けた直前同期の売上高等と比較することとしています。

◆認定の対象となる方

- 杉並区内の中小企業者であること
 - 法人の場合：杉並区内に本店登記があること（原則として区内に事業所があること）
 - 個人の場合：杉並区内に事業所があること
 - 次の事由に該当すること
 - ①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること
 - ②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高又は販売数量（建設業にあっては完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という）が前年同期に比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること
- ※前年同期とは新型コロナウイルス感染症の影響を受けた年の直前同期をいいます

◆認定申請に必要な書類

<input type="checkbox"/>	1 認定申請書、売上高等確認表（区指定の書式） ※各2部ずつ必要です。	提出
<input type="checkbox"/>	2 上記「1」で記載した売上高や売上見込み額等が確認できる資料 月別試算表／月別合計残高試算表／月別損益計算書等 名称は問いませんが、客観的に乏しい資料（月別売上高のみを記載したものや社名がないなど、申請者の管理資料であることが確認できないものなど）では認定できませんのでご注意ください。	提出
<input type="checkbox"/>	3 最新の確定申告書（控）と決算書のコピー <法人>ア 確定申告書（1）別表一（確定申告書の1ページ目） ※税務署受付印のあるもの。電子申告の場合は「メール詳細」を添付 イ 決算書（1）貸借対照表（2）損益計算書（3）株主資本等変動計算書 （4）製造原価明細表（5）販売費一般管理費明細表 <hr/> <個人>ア 確定申告書（1）第一表（確定申告書の1ページ目） ※税務署受付印のあるもの。電子申告の場合は「メール詳細」を添付 イ 決算書 青色申告の方→ 青色申告決算書の損益計算書（1ページ目）と 貸借対照表（4ページ目） 白色申告の方→ 収支内訳書（1, 2ページ目）	提出
<input type="checkbox"/>	4 履歴事項全部証明書のコピー（3か月以内に発行されたもの）※法人のみ ※個人事業者は事業所の所在地が確認できる書類（確定申告書の写しで事業所所在地が確認できれば不要）	提出
<input type="checkbox"/>	5 許認可・登録・届出の必要な業種にあっては、そのコピー・受理証明書など	提出
<input type="checkbox"/>	6 法人実印（個人事業者は事業主実印）の印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの） ※申請書の押印を省略することもできます。その場合は実印と印鑑証明書は不要です。	提示

●申請書類は産業振興センター就労・経営支援係の窓口にあります。杉並区のホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する中小企業支援について」からもダウンロードできます。